

# 会 務 月 報

## 第347号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

### ■第6回広報・渉外委員会議事概要

日 時 平成23年10月31日(月) 14:00~15:35

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 富岡 学、副委員長 佐野吉彦

委 員 松橋孝則、横須賀満夫、高橋 宏、丸川眞太郎、  
池田賢一

担当副会長 野呂敏秋

特別出席 岡本 賢 新法制度検討WG主査

欠 席 伊藤典男

事務局 高津充良、北野芳男、恩田利昭、戸谷泰子、  
三浦知子

#### 議事

1. 新法制度検討WGにおける建築士事務所法の検討状況等について

本会に設置している新法制度検討WGにおいて日事連の提案として現在検討している(仮称)建築士事務所法について、同WGの岡本主査により資料1に基づき経過報告がなされた。

このWGは外部から大学教授、弁護士の方々にも委員として参加していただき、さまざまな検討の結果、WGでの議論の方向性が絞り込まれ、常任理事会、通常理事会、会長会議において検討状況等を報告したところであるが、今般、各常置委員会で状況説明を行い、出された意見をWGへ報告し検討することとしている。説明終了後、以下の質疑が行われた。

・罰則規定についてはどのように考えているか?

一基本的には罰則規定は必要だと思っているが、内容によっては馴染まないものもあるため、他の法律も参考にしていきたい

い。

- ・建築士事務所法ではなく、建築設計法にしたらどうか?  
一現在、名称を公募中であるので、ぜひ意見をいただきたい。
- ・建賠保険の規定が努力目標となっているのは位置づけとして曖昧ではないか?  
一建賠保険を法的に位置づけるには保険業界が対応できるか非常に難しいため、現状では努力義務としている。
- ・協会への入会についての定義はどのような位置づけになっているか?  
一加入義務化については以前から挑戦しているが、加入率が低いなどのため結果的に成り立っていない。

2. UIA2011東京大会における日事連・東京会共催イベント実施報告

事務局より、資料2によりUIA2011東京大会開催概要及び日事連・東京会共催イベント実施報告を行った。

- ・UIA2011東京大会は、9月26日から28日まで、世界110カ国から5,100余名が参加(内訳:国内3,200名 海外1,900名)し、開催された。
- ・26日の開会式は、天皇、皇后両陛下ご臨席のもと、盛大に開催された。
- ・28日の閉会式で、東京宣言が満場一致で採択された。
- ・シンポジウム『「東京の建築のいま」と都庁舎見学』を9月28日に「都民ホール」で開催し、195名が参加した。
- ・建築士事務所訪問ツアーは3日間(9/27、9/29、9/30)実施し、参加者合計が93名(日本人47名、外国人46名)であった。
- ・共催イベント実施経費は概算で4,380,000円となり、UIA2011東京大会日本組織委員会が中央の建築関係団体の実施するイベントに対する助成(50万)も活用する。  
なお、佐野副委員長より、9月30日の建築士事務所訪問ツアー終了後、参加者を事務所でもてなしたことを報告に加えてほしいとの要望があり、東京会へ確認することとした。

3. 今後の要望活動に関するアンケート調査の実施について  
事務局より、資料3により今後の要望活動実施の参考にすると

め、単位会に対し「要望活動に関するアンケート調査」を実施した旨を報告した。

・調査内容 平成22年度日事連・単位会共同要望活動の実施等について

・回答締切 平成23年11月15日(火)

#### 4. 平成23年度上半期事業報告(案)について

事務局より、資料4により平成23年度上半期事業報告(案)について説明した後、項目(5)「UIA2011東京大会開催に向けた協力」の説明部分が簡易すぎるとの指摘があり、日事連として開催に向けてどのように協力したかについて追加することとした。

次回委員会 平成24年2月1日(水) 14:00~16:00

### ■第114回建築士事務所協会全国会長会議議事概要

1. 日時 平成23年12月5日(月)

13:35~16:35

2. 会場 八重洲富士屋ホテル「桜の間」

3. 会議の構成者数及び出席者数

構成者数 正会員会長46名

出席者数 正会員会長45名

4. 出席者

名誉会長 小川 圭一

役員

会長 三栖 邦博

副会長 外木場久雄 八島 英孝 山田 美光

野呂 敏秋 神崎 貢 山下 卓治

専務理事 高津 充良

常務理事 北野 芳男

常任理事 上野 浩也 大内 達史 富岡 学

中野 満 西村 武

理事 河野 久 鈴木 眞生 水谷 達郎

水庭 武宣 森野 美徳 吉田 敏

割田 正雄

監事 岡田 利一 甲斐 孝明 栗原 憲昭

正会員

北海道 西村 武 青森 野呂 敏秋

岩手 村上 勝郎 宮城 栗原 憲昭

秋田 鈴木 誠一 山形 伊藤 剛

福島 田畑 光三 茨城 横須賀満夫

栃木 本澤 宗夫 群馬 山田 美光

埼玉 宮原 克平 千葉 荻原 幸雄

東京 大内 達史 神奈川 上原 伸一

新潟 中村 優晴 長野 新井 典夫

山梨 進藤 哲雄 富山 近江 吉郎

石川 桜井 紘一 福井 神崎 貢

静岡 立道 幸男 愛知 朝岡 市郎

滋賀 伊藤 定雄 京都 上野 浩也

大阪 佐野 吉彦 兵庫 外木場久雄

奈良 泉谷 良宏 和歌山 岩橋 重文

鳥取 山下 卓治 島根 矢野 敏明

岡山 貴田 茂 広島 村田 正文

山口 香月 直樹 徳島 西田 功

香川 富岡 学 愛媛 佐々木世希

高知 西森 敬祐 福岡 八島 英孝

佐賀 原田 照行 長崎 池田 賢一

熊本 古川 裕久 大分 中野 満

宮崎 甲斐 孝明 鹿児島 林 陽郎

沖縄 仲元 典允

事務局

事務局長 恩田 利昭、総務課長 前田 敏明

5. 議長・副議長

議長 山下 卓治(鳥取会会長)

副議長 外木場久雄(兵庫会会長)

6. 議事録署名人

三栖 邦博(日事連会長)、山下 卓治(議長)

大内 達史(東京会会長)

7. 挨拶

三栖邦博会長より、日事連と岩手、宮城及び福島の3会が共

同で設置した建築復興支援センターの復旧・復興活動を3年間を目処に支援していく体制が確立したこと及び新法制度検討WGで、(仮称)建築士事務所法の議論を進めており、現在、中間とりまとめ案について意見を聴取している段階であり、来年3月を目処に、日事連としての建築士事務所法提案の骨子をまとめる予定である旨の挨拶があった。

次に国土交通省井上俊之大臣官房審議官より、以下の趣旨の挨拶があった。

- ・建築法体系勉強会の議論を踏まえ、次の段階に進む際には各団体の意見を伺いたい。
- ・UIA2011東京大会では建築界挙げて協力いただき感謝している。
- ・管理建築士講習未受講事務所は、都道府県の協力等もあり、当初の予想より少なくなりそうだ。
- ・功労者表彰及び建築賞受賞者に対し日頃の研鑽、努力に敬意を表す。

## 8. 表彰式

### (1) 日事連建築賞表彰

坂本一成日事連建築賞選考委員長より審査講評の後、国土交通大臣賞、日事連会長賞、優秀賞及び奨励賞の各表彰が行われた。

### (2) 年次功労者表彰

単体会推薦の年次功労者表彰が行われた。

## 9. 単体会新会長紹介

事務局より、前回の全国会長会議(平成23年6月16日)以降の単体会会長の異動について、以下の新会長紹介があった。

東京会・大内達史会長、滋賀会・伊藤定雄会長

## 10. 議 事

### (1) 協議事項1. 平成24・25年度役員候補者の推薦手順と選任方法について

大内達史総務・財務委員長より、資料1に基づき次の趣旨の説明がなされた。

平成24・25年度の役員候補者の推薦手順については、平  
2012-2 日事連会務月報

成22・23年度の役員候補者の推薦手順と選任方法(平成21年12月1日開催の建築士事務所協会全国会長会議申し合わせ事項)と同じ考え方をとり、日程等のみを改め実施したい。

但し、常任理事会での協議の結果、副会長候補者数及び常任理事候補者数は、定款に合わせた員数表現に一部修正した。(副会長候補者は6名を6名以内、常任理事候補者は6名を6名以内)

なお、この修正は平成24年度の役員改選に係る緊急避難的措置とし、平成26年度の役員改選時期に合わせて理事候補者の推薦手順等については、今後、総務・財務委員会等で検討したい。

理事候補者については、総数34名中、同一業界内候補者17名とし、それを平成23年9月末日の各ブロック構成員数を基にドント方式によりブロックに配分するものとする。

これに関し以下の質問があった。

栃木会より、「副会長候補者は6名を6名以内、常任理事候補者は6名を6名以内としたのはなぜか。」との質問があり、大内総務・財務委員長より「副会長候補者及び常任理事候補者の数を定数表記にすると理事のブロック配分数が2以下のブロックから会長が選出された場合、当該ブロックから会長、副会長及び常任理事の3名を出すことができない状況になるからである。」との回答がなされた。

議長より、協議事項1について諮ったところ、これを了承した。

### (2) 報告事項1. 平成23年度上半期事業報告及び収支報告について

①高津充良専務理事より、平成23年度上半期事業報告の概要等について、資料2-1により説明がなされた。

②北野芳男常務理事より、資料2-2により、平成23年度上半期収支報告について、「一般会計」、「福利厚生特別会計」及び「適合証明業務登録機関特別会計」の各項目内容について説明がなされた。

これに関し以下の発言があった。

熊本会より、「日事連の財政は、今後の見通しとして、収入が減っていくという大変厳しい状況にある。この調子で特定資産を取り崩していったら、数年のうちに財政安定積立預金も事務所移転等積立預金もなくなるのではないか。」との発言があ

り、北野常務理事より、ご指摘のように収入が減っていくことが予想されるので、今後の執行計画については十分に委員会等で検討し、平成24年度予算に反映していきたい旨の回答がなされた。

栃木会からは、事務局のリストラも含め、もう少し合理化する等の覚悟をもって運営してほしい旨発言がなされた。

### (3) 報告事項2. 一般社団法人移行にかかわる公益目的支出計画等について

大内総務・財務委員長及び高津専務理事より、資料3に基づき次の説明がなされた。

日事連は平成22年12月6日の理事会で一般社団法人への移行を決めた。一般社団法人への移行要件として、公益目的支出計画を作成する必要がある。日事連では、収入を伴わない事業を公益目的事業として公益目的支出計画(案)を作成した。

公益目的事業では、新規事業として、建築復興支援センター事業を、継続事業(従来から行っている事業)として、1. 苦情解決事業、2. 建築士事務所全国大会事業、3. 日事連建築賞事業、4. 内外の関係団体との協力事業、5. 調査研究事業、6. 国、地方公共団体等への要望事業、7. キャンペーン・広報・ホームページ事業をあげた。

これらの事業にあてる公益目的財産額は、平成22年度決算をベースにすると約5億3,820万円、その実施期間は3年間が見込まれる。

なお、公益目的支出計画は、計算上、公益目的財産額から公益目的事業費を差し引いていくものであり、法人の純資産額を減らすことを求められているものではない。

以上を骨子として申請を進めていくが、内閣府との協議により内容修正等が生じた場合は、会長に一任いただきたい。

これに関し以下の質問があった。

熊本会より、「資料の公益目的支出計画の実施(見込)で、初年度とは平成24年度と理解しているが、初年度の公益目的財産額が平成22年度末の数字になっている。この資料の数字、表は整合していないのではないか。」との質問があり、高津専務理事より「この資料では、内閣府の指導により、移行申

請に当たり、公益目的財産額は前年度、つまり、平成22年度末の確定額、公益目的収支の見込みは当年度予算、つまり、平成23年度を基に作成している。移行認可後には、そのときの決算の数字で改めて提出することになると考えている。現時点では基本的な方針としてこのようなかたちで進めさせていただきたい。」旨の回答がなされた。

### (4) 報告事項3. 一般社団法人移行申請に伴う定款変更(案)等について

大内総務・財務委員長及び高津専務理事より、資料4に基づき次の説明がなされた。

この一般社団法人移行申請に伴う定款変更(案)は、この後に開催する臨時総会で議案として承認を得る内容である。この定款変更案は、現行の定款を生かしつつ、内閣府作成の『移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内』等を参考として作成し、その後、内閣府公益認定等委員会事務局との窓口相談等を経て、資料の定款変更案としたものである。

内閣府公益認定等委員会事務局からは、窓口相談での指摘事項は移行認可を保証するものではないこと、また日事連が平成24年4月1日の移行登記を目途にしていることについては、申請が多く平成23年12月の申請では間に合わないと思われる。但し、平成23年12月に申請して、平成24年4月1日の移行の認可が間に合わない場合は、例えば平成25年4月1日の移行認可等、認可時期は団体の意向によって調整が可能である旨の説明を受けた。

これらのことを踏まえ、一般社団法人移行申請に伴う定款変更を行おうとするものである。

なお、付帯事項として、内閣府公益認定等委員会へ認可申請を行った際の定款変更に係る指摘事項等が生じた場合の内容修正は、会長に一任すること及び内閣府公益認定等委員会への認可申請で、平成24年4月1日の移行登記が間に合わない場合は、平成25年4月1日の移行登記に変更することを記載した。

### (5) 報告事項4. 建築士定期講習の平成24年度からの講習受講手数料に関する基本合意事項について

上野浩也教育・情報委員長及び高津専務理事より、資料5に基き次の説明がなされた。

「建築士定期講習」の受講料について、民間登録講習機関と競争し得る価格としていく必要があると考え、平成24年度からの受講料の見直しに向け、受講料減額分を関係三者(単位(士)会、日事連、建築技術教育普及センター)が公平に負担することを前提に検討を進めてきた。

9月8日及び10月31日には、三者間(建築技術教育普及センター、日本建築士会連合会、日事連)の役員レベルによる意見交換がなされ、受講料収入の配分を一律に削減するものの、会場費は一定額を確保し、従来どおり建築技術教育普及センターが負担するという受講料見直しに向けた基本的な考え方について三者で確認し、今後、各連合会で機関決定の上、本年12月中旬には三者間で合意書の締結を行うこととしている。

但し、本受講手数料改定については、受講者数が現行程度で維持される前提に立つものであり、今後、受講者数の大幅な増減があった場合は、再度協議する。

#### (6) 報告事項5. 平成24年度以降における管理建築士講習の実施方針等について

上野浩也教育・情報委員長及び高津専務理事より、資料6に基づき次の説明がなされた。

平成24年度以降の管理建築士講習の実施については、先に建築技術教育普及センターより、平成24年11月27日後の受講者数が大幅に減少するため、実施方針の大幅な見直し案が提示された。

教育・情報委員会では、単位会へのアンケート結果を踏まえ、日事連及び単位会は平成24年度以降も管理建築士講習に関わっていくこととし、次の方針を決定した。

①各ブロック協議会で実施方法等を検討・調整する。

②講習は、原則としてDVDを用いた小規模な講習とする。なお、東京及び大阪については、規模を勘案し、講師対面講習とする。

③民間登録講習機関が講習を行わない都道府県では、極力、当該単位会にて講習を実施し、地方行政の意向も確認し十分に配慮する。

④受講料収入の配分については、平成24年1月末を目途に、日事連と建築技術教育普及センターで交渉を行いたい。なお、平成24年度からの講習開始に間に合わせるため、具体的な配分方法については、教育・情報委員長に一任いただきたい。

これに関し、栃木会から「資料の配分案では、単位会と日事連がマイナスなのに、建築技術教育普及センターは25%近いアップになっており、大変理不尽だ。上野委員長の交渉により、配分を見直してもらいたい。」との発言があった。

#### (7) 報告事項6. 平成24年度の住宅金融支援機構適合証明業務登録制度について

大内総務・財務委員長及び高津専務理事より、資料7に基づき次の説明がなされた。

平成24年度の住宅金融支援機構適合証明業務登録制度については、昨年の12月の理事会で平成22年度及び平成24年度に改善措置を行い、平成24年度は新規・更新登録を行うこととし、平成26年度の新規・更新登録の実施については、平成24年度の新規・更新登録者数の状況により判断することとした。

本年9月の理事会で、平成24年度に向けて適合証明業務の適正化を念頭に適合証明登録制度の見直しを住宅金融支援機構と検討を進めている状況の説明を行った。その後も継続して住宅金融支援機構と協議を進めてきたが、この協議において、日事連からの確認事項を提示したところ、支援機構より次の趣旨の見解が示された。

①講習時間は従来の3時間程度から6時間程度とする。講習の終わりに「理解度確認チェックシート」を提出してもらう。

②業務調査については、関係書類のみの調査対象事務所数を2年間で50から100事務所に増やす。

③適合証明書に検査チェックリスト及び確認した関係書類の添付を義務づけ、融資利用者へ開示する。また金融機関が適合証明書及び添付された関係書類の内容確認を行う仕組みを導入する。

④適合証明技術者が適合証明書及び関係書類を作成する場合は、支援機構が開発・運営するサイトで作成する仕組みを導入し、

必要箇所の入力もれがあると書類が発行できないチェックシステムを導入する。(システム開発・運営・管理は支援機構が行う)

⑤登録料、受講料の改定は必要となるが、その際は、慎重かつ十分な検討を行う。

⑥適合証明業務に係る賠償責任保険の商品化を検討する。(任意加入を前提に支援機構と損保会社で検討する)

今後、登録料、講習料等に係る事項については、会長や総務担当副会長等と相談しつつ、早急に支援機構と検討・協議を行う。

(8) 報告事項7. 建築士事務所賠償保険の会員向け補償の拡充等と加入促進パンフレットについて

八島英孝建賠保険等調査専門委員長より、資料8に基づき次の説明がなされた。

建賠保険等調査専門委員会では、建賠保険についてその課題、改善について検討を行っているが、会員事務所の加入促進を図るにあたり、会員と非会員の差別化を図ることが重要と考え、会員の補償の拡充等を検討してきた。

平成24年度より会員向けに以下の補償の拡充等を行いたい。

①地盤起因損害(地盤の沈下、隆起などに起因する事故による損害)に関する補償拡充

現行の建賠保険においては地盤に係る事故については補償金額が50%に制限されている。これを会員に限り、保険料の値上げをせずに60%に引き上げる。

②事故割増規定の緩和

現行の建賠保険では事故件数に応じて保険料の事故割増規定が適用され、1件100%、2件200%、3件300%となっておりこれが5年間続くことになる。このため高額な保険料を支払っている事務所において事故が起きた場合、保険金を請求しにくい状況となっている。このことを勘案し、保険料30万円以上の会員事務所に限り、保険料に応じて段階的に事故割増率を削減する。

③建築士事務所を廃業した場合の新たな保険

会員として建賠保険に加入している事務所が建築士事務所を廃業した後も、廃業する前に行った設計業務に起因する事故に

よる損害賠償を補償する新たな保険を提案する。

- 1) 契約者・・・廃業事務所の開設者又はその使用人の代表者
- 2) 補償対象・・・廃業前に継続して建賠に加入していた期間中に行った設計業務に起因する事故が、保険契約の期間中に日本国内で発見された場合
- 3) 保険期間・・・5年間
- 4) 保険料水準・・・廃業する直前の「設計・工事監理料×2か月分」に保険料率をかけたものとする。

また、日事連の建賠保険の特色、特約等をわかりやすくまとめた会員向け加入促進パンフレットを、正規のパンフレットとは別に新たに作成することとし、現在検討を進めている。これは加入への糸口となることを目指すものであり、本年中に作成し、単位会に周知するとともに、必要に応じブロック協議会等で拡充内容の説明を行う予定である。

(9) 報告事項8. 設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討に係る経過報告について

三栖会長及び高津専務理事より、資料9に基づき、次の説明がなされた。

設計及び工事監理の業の適正化による建築主の利益保護と建築の質の向上を目指し、日事連が提案する建築士事務所法のとりまとめに向けての考え方を検討するため、建築設計制度等対応特別委員会のもとに新法制度検討ワーキンググループを設置し、これまでに13回のワーキンググループを開催した。その検討の内容や状況等については、本年5月から6月にかけて、常任理事会、通常理事会、全国会長会議で報告を行った。

また、ワーキンググループでの検討にあたっては関係団体の意見や考え方を聞きながら進めることが重要であることから、日本建築士会連合会及び日本建築家協会と勉強会を開催し、意見交換を行いつつ検討を進めている。なお、他会は建築士法から独立した建築士事務所法の必要性や新たな法的整備について消極的、あるいは否定的な意見も出ているところである。

また、11月末には、建築4会と国土交通省を含めた意見交換会が開かれたが、トラブルの状況や社会的混乱等の状況から直ちに法律が必要であるとの状況にないではないか等の意見が

強く出されている。

一方、日事連としては、内部への周知として10月から11月にかけてすべての常置委員会で現在の検討経過の報告・説明や意見交換を行った。ぜひ、単位会、構成員事務所から意見をいただきたい。今後はこれらの意見や他団体及び国交省等とも意見交換を行いながら、以上の意見交換等を踏まえて、平成24年3月を目途に報告書としてとりまとめる予定である。

## ■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成24年	2月17日	総務・財務委員会
	20日	新法制度検討WG
	22日	正副会長会議 常任理事会
	23日	五会会長会議
3月	1日	会誌編集専門委員会
	6日	日事政研役員会 通常理事会
	8日	構造技術専門委員会
	12日	50周年記念誌WG
	14日	事業企画運営WG

■1月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成24年1月1日～1月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	1,048	- 11	4,915	21.3	226	+ 1	21.6
青 森	174		1,044	16.7	35		20.1
岩 手	258	+ 3	1,167	22.1	60		23.3
宮 城	324	+ 3	2,339	13.9	60	+ 1	18.5
秋 田	162	- 3	1,286	12.6	42		25.9
山 形	185		1,380	13.4	48		25.9
福 島	202		1,738	11.6	50		24.8
茨 城	501		2,376	21.1	141		28.1
栃 木	170		1,612	10.5	86		50.6
群 馬	182		2,008	9.1	93	+ 1	51.1
埼 玉	567		5,567	10.2	109	+ 1	19.2
千 葉	428	+ 1	3,966	10.8	98		22.9
東 京	1,399	+ 1	16,754	8.4	383		27.4
神奈川	782	+ 1	6,993	11.2	150		19.2
新 潟	290		2,658	10.9	105		36.2
長 野	492	- 1	2,463	20.0	118		24.0
山 梨	111	- 1	912	12.2	13		11.7
富 山	310	+ 1	1,388	22.3	57	+ 1	18.4
石 川	264	- 1	1,424	18.5	53	+ 1	20.1
福 井	264		1,096	24.1	58		22.0
静 岡	564		3,541	15.9	142	+ 1	25.2
愛 知	588	- 3	5,586	10.5	129	+ 1	21.9
三 重	180	- 1	1,456	12.4	62		34.4
滋 賀	190		1,285	14.8	38	+ 1	20.0
京 都	270		2,359	11.4	83		30.7
大 阪	888		7,047	12.6	172		19.4
兵 庫	503		3,967	12.7	121		24.1
奈 良	113		954	11.8	21		18.6
和歌山	113		821	13.8	25		22.1
鳥 取	82	+ 1	519	15.8	45		54.9
島 根	149		752	19.8	68		45.6
岡 山	450		1,678	26.8	60		13.3
広 島	359		2,625	13.7	118		32.9
山 口	108		1,271	8.5	35		32.4
徳 島	99		958	10.3	13		13.1
香 川	102		1,257	8.1	18		17.6
愛 媛	134	+ 1	1,336	10.0	27	+ 1	20.1
高 知	143	+ 1	746	19.2	17		11.9
福 岡	513	+ 5	3,947	13.0	137		26.7
佐 賀	183		665	27.5	29		15.8
長 崎	242	+ 1	948	25.5	42		17.4
熊 本	227		1,472	15.4	83		36.6
大 分	193	- 2	1,033	18.7	36		18.7
宮 崎	128		1,182	10.8	62		48.4
鹿 児 島	320		1,447	22.1	81		25.3
沖 縄	186	+ 1	1,299	14.3	48		25.8
計	15,140	- 3	113,237	13.4	3,697	+ 10	24.4

※建築士事務所登録数は平成23年9月末日現在の数字である。